

令和4年度

東近江市農業委員会
第9回（12月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日（月）午前9時30分から午前11時40分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 35人 欠席委員 5人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	欠	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	欠
10	欠	30	出
11	出	31	欠
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	欠	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（副会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

議案第5号 空家に付属した農地の指定について

議案第6号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主事	出
参事	出		
主任	出		

農業水産課

主任	出		

6. 会議の内容

議長 それでは令和4年度、第9回（12月期）の月例総会を始めます。
 現在の出席者数は35名、欠席者数は5名ですので、この総会は成立いたします。
 次に日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
 議席番号22番 ○○ ○○ 委員、24番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。
 よろしくをお願いします。

議長 日程第2は、議事の上程です。
 最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
 事務局から説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

今回、16件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のと

おりです。

契約の種類につきましては、番号1から番号8、番号10から番号13、番号15が売買、番号9が交換、番号14が贈与、番号16が寄付です。

番号5の譲受人の耕作する農地の合計面積については、申請地を含めて676平方メートルしかありません。本来でしたら、下限面積である50アール要件を満たす必要がありますが、農地の位置、面積、形状等からみて今回取得する隣接地と一体化して利用しなければ利用することが困難であると認められる農地については、近隣の農地の耕作者による権利取得が認められていますので、農地法施行令第2条第3項第3号の適用要件に該当すると考えられます。併せて、営農計画書を提出いただいております。

そして、番号15、10月月例総会で空家に付属した農地と指定した案件であり、取得後の耕作面積が別段面積の0.1アールを上回っており問題ありません。

その他の案件については、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。

なお、番号14及び番号16については令和4年9月12日に審議済の案件ですが、番号14は、売買から贈与へ、番号16は、売買から寄付へ契約内容の変更により再度申請された案件となっております。

番号16について、農地所有適格法人以外の法人は本来農地を取得できませんが、農地法第3条第2項ただし書き、農地法施行令第2条第1項ハより、「社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる」場合には例外的に許可でき、下限面積要件も除かれます。今回、社会福祉活動を行うNPO法人が障がい者支援活動として、農作業を通じて生産活動の体験場所として使用されます。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具について、他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しております。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
番号1から番号16まで一括してご意見ご質問をお受けします。
ご意見ご質問はございますか。

議 長 ご意見はございませんか。

- 議 長 特にご意見が無いようですので、採決に移ります。
番号1から番号16まで、承認される方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認いたしました。
- 議 長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題
とします。
事務局から説明願います。
- 事務局 それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、
農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意
見を求めます。
番号1について説明いたします。
本件は、建部日吉町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積
26平方メートルの土地を物置として利用するために転用の申請があったもので
す。
なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに昭和40年頃に申請人の父が物置と
して利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、自宅敷地内に物置スペースが無
く、農作業用の添え木等の保管場所が必要であり、自宅に隣接し、防犯性及び
利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、農作業用の添え木等の保管用物置として利用
されます。
土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事を行わず、雨水
については、地下浸透及び東側の水路へ放流されます。
また、本申請地は農業振興地域白地で添付書類についても問題はありませんで
した。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。
本案件は、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第4条第2項
に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
本件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いし
ます。
- 8 番 12月5日に〇〇委員、〇〇委員と私、事務局2名の5名で事前調査を行いまし
た。
詳細は事務局から説明のあったとおりです。物置を設置ということですが場所
は自宅敷地の一角にあり、昭和40年ころに父親が設置したということで顛末案
件ですが宅地と一体的に利用されており、周辺農地への影響はなくやむを得な
いと思います。
- 議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
番号1について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 ありませんか。よろしいですか。

議 長 ご意見ご質問が無いようですので、採決に移ります。
議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議 長 続いて議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」と関連する議案第 4 号「事業計画変更承認申請について」を議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局 それでは議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号 1 について説明いたします。

本件は、栗見出在家町に居住する者が同町地先の農地 1 筆、面積 93 平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については平成 20 年頃に農地転用の許可を受けずに譲受人が土地を造成し、駐車場として利用していたため顛末書付きの申請となっています。申請理由及び土地の選定理由につきましては現在の駐車場だけでは駐車スペースが足りず、新たな駐車場が必要となり自宅に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては顛末案件のため造成等の工事を行わず、雨水については隣接する道路側溝及び地下浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 2 について説明いたします。

本件は、小八木町に居住する者が同町地先の農地 1 筆、面積 158 平方メートルの土地を売買で取得し、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は農地転用の許可を受けずに昭和 58 年頃に譲渡人が農業用倉庫として利用していたため顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由については申請人が本申請地の隣地の農地を取得するに当たり農業用倉庫が必要になり、取得農地に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました

土地の利用計画については農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては顛末案件のため造成等の工事を行わず、雨水については周囲を囲む既設の側溝へ放流されます。

なお、令和 4 年 8 月 3 日付で農業振興地域整備計画の一部変更がされており、ほか添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、青山町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積82平方メートルの土地を売買により取得し、物置として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については農地転用の許可を受けずに昭和40年頃から住宅及び物置として利用していたため顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地に隣接する住宅に居住しておりますが子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となったため、自らの住宅の隣地で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては既設建物を物置として利用されます。

土地の造成計画につきましては顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については南側にある既設の側溝へ放流されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、蛇溝町に居住する者が高木町地先の農地1筆、面積82平方メートルの土地を売買で取得し、小屋及び駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は農地転用の許可を受けずに譲渡人が相続した平成29年よりも前に譲渡人の祖父が小屋として利用していたため顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由については、申請人は本申請地の隣地の家屋を取得しますが、駐車場及び家屋を自己で改修するための資材や道具置場が必要であり、取得する家屋に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については小屋及び自己用駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については西側の既設側溝へ放流されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、栗見新田町に所在を置く建具工事業等を営む法人が同町地先の農地1筆、面積197平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在利用している駐車場を資材置場とするため、新たに駐車場が必要となり事務所から近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、事務所の社員駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、アスファルト舗装とし、雨水については前面道路側溝にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号6と議案第4号「事業計画変更承認申請について」の番号1は一体の転用用地ですので、一括して説明いたします。

本件の借人は、愛荘町に所在し、主に燃料販売業や土木・解体工事業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で番号6小倉町地先の農地2筆、合計面積3,953平方メートルの土地を賃貸借により砂利採取場として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから陸砂利を採取するに当たり、申請地が愛知川に近く砂利採取に適しており、第4期砂利採取事業地である前回（令和4年3月許可）の砂利採取農地の農地復元目途がついたことから今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分には三角バリケードを道沿いにはフェンスバリケードを設置し、必要に応じ安全保安員を設置されます。

掘削を行う農地は、境界線から保全区域2メートルを確保し、1対1の掘削勾配をとり、深さ約5メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10トンダンプに積込・運搬し、搬出する計画であります。採取後は契約業者から調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。

採取場へは、前回、令和4年3月にご審議いただき一時転用の許可をしている申請地北側の県道からの進入路を活用されます。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から1年間の計画です。

また、添付書類については、令和4年12月9日付で農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書のほか、隣地承諾書、耕作者の同意書、地元自治会長及び農業組合長の同意書、隣を流れる青山井下流域の地元自治会長への説明経過書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

なお、本件は砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

また、本案件は滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る12月6日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

併せて、「事業計画変更承認申請について」番号1は、今の説明どおり、令和4年3月にご審議いただいた第4期の砂利採取時の一部を進入路として今回活用するため申請があったものです。

変更内容は、申請地、面積、転用目的及び転用期間の変更で周辺農地への影響は変更後も変わらず、農地転用許可基準により転用許可相当と認められることから承認することが相当と考えます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号7について説明いたします。

本件の借人は、愛荘町に所在し主に燃料販売業や土木・解体工事業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で、小倉町地先の農地1筆、

面積 3,012 平方メートルの土地を賃貸借により砂利採取場として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから陸砂利を採取するに当たり、申請地が愛知川に近く砂利採取に適していることから今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分には三角バリケードを道沿いにはフェンスバリケードを設置し、必要に応じ安全保安員を設置されます。

掘削を行う農地は、境界線から保全区域 2 メートルを確保し、1 対 1 の掘削勾配をとり、深さ約 5 メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10 トンダンプに積込・運搬し搬出する計画であります。採取後は契約業者から調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。

採取場へは申請地北側の県道から進入路を設けて進入します。採取場への進入路には敷鉄板を敷設される計画です。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から 1 年間の計画です。

また、添付書類については令和 4 年 12 月 9 日付で農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書のほか、隣地承諾書、耕作者の同意書、地元自治会長及び農業組合長の同意書、隣を流れる青山井下流域の地元自治会長への説明経過書、土地所有者、事業者及び保証人との間で埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

なお、本件は、砂利採取法第 16 条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

また、本案件は滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件となることから、去る 12 月 6 日に農政・許認可等検討会議を開催し、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 8 について説明いたします。

本件は、愛荘町に居住する者が妹町地先の農地 1 筆、面積 82 平方メートルの土地を売買により取得し、農機具置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については農地転用の許可を受けずに昭和 10 年頃から農機具置場として利用していたため顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地近くの空家を同時に購入して、本市で就農を目指す中で農機具置場が必要なため、購入予定の空家の近隣で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農機具置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については地下浸透にて処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号9について説明いたします。

本件は、百済寺町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積214平方メートルの土地を売買により取得し、住宅敷地として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は申請地に隣接する住宅を同時に購入して居住予定ですが、自らの住宅の隣地で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、住宅敷地として利用されます。

土地の造成計画につきましては、砕石仕上げとし、雨水については地下浸透にて処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号10について説明いたします。

本件は、今在家町に所在する土木工事業を営む法人が小八木町地先の農地1筆、面積154平方メートルの土地を売買により取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在申請者が使用している資材置場は借用地であり、今後も借り続けられる保証が無いため、自己所有の資材置場が必要であり、現在使用している資材置場に近接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧仕上げとする計画です。雨水については地下浸透で処理されます。

また、本申請地は農業振興地域白地で添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号11について説明いたします。

本件は、栄町に所在する土木工事業を営む法人が蛇溝町地先の農地1筆、面積1,186平方メートルの土地を売買により取得し、小屋及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件の一部については農地転用の許可を受けずに数十年前に当時の所有者が小屋として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在使用している資材置場だけでは手狭になってきており、所有している敷地の隣地で重機での作業による騒音の迷惑がかからないよう住宅地から離れており、資材置場として残土置場190平方メートル、砂利置場90平方メートル等必要であり、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、小屋及び資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、盛土を行い、転圧仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

また、本申請地は農業振興地域白地で、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件は事前調査が行われていますので、事前調査の報告をお願いいたします。

8 番 番号1は、栗見出在家町の案件です。一部に自動車が停められている所があり、本人が15年ほど前にコンクリート舗装したのですが、今回の転用申請に当たりここが未申請であったことがわかり顛末書が添付されています。
当該農地は第2種農地であり生活上必要な施設と認められることからやむを得ないと思われま

す。
番号2は、小八木町の農業用倉庫の案件ですがこれも顛末案件で、譲渡人が昭和58年頃に農業用倉庫を建てられています。譲受人の〇〇さんは当該土地の隣地を取得されており、現状のまま農業用倉庫として利用されます。特に問題はなく転用はやむを得ないと思います。

番号3は、青山町の件です。この土地は昭和40年頃に住居が建てられて使用されていたようで、今も老朽建物が残っています。隣の方が取得され物置として使用されるということです。周りに影響を受ける農地はなくやむを得ないと思います。

議 長 続いて、番号4からお願いします。

7 番 番号4は、高木町の案件です。譲渡人が随分昔に転用申請なく大工小屋として使っていたとして今回顛末書付きの申請となりました。この小屋も譲受人が使用する意向があり現状のまま使用されるそうです。譲受人は隣の空家を購入され、この土地と小屋も併せて購入されるために申請されました。既に宅地化されておりやむを得ないと思われま

す。
番号5は栗見新田町の案件です。近くの事業所が賃貸借により権利取得し従業員約6台分の駐車場に転用、使用するというので申請されました。元々小さな畑でしたが、いつのまにか碎石が敷かれカーポートも設置されたそうで地元農業組合長から使用者に話をして今回の申請になったそうです。
元々畑として利用もされていない土地だったので、十分な管理ができないよりは有効利用される方が周辺のためには良いのでやむを得ないと思います。

番号8は、妹町の農地1筆の案件です。譲渡人が昭和10年ごろから農業用倉庫として利用されていたとして顛末書も添付されています。事前調査の時点では小屋は既に解体撤去されており整地されていました。
今回、譲受人が愛荘町から引っ越して新規就農されるということで、約1,500平方メートルの農地も取得されるということであり、農機具置場として有効活用していただけることはありがたいと思います。

議 長 続いて番号6と番号7について、〇〇委員お願いします。

28番

番号6と7は小倉町の砂利採取事業に伴う一時転用案件です。

今年3月、番号6の東隣の農地の砂利採取申請がありましたが、このとき県道から採取場までの進入路として借用した農地も含めて砂利採取事業の一時転用許可申請が出ていますが、今回の申請でも進入路部分を引き続き利用することから、その部分に関しての「事業計画変更承認申請」が出ています。

今年3月の申請地は、先日確認に行ったところ埋め戻しも終わり、ほぼ「あまつち」が広げられて終わりかけの状況でした。今月中には完了すると事業主は話していました。

計画図上の西側の番号6が3,900平方メートル余りの面積で、東側に少し離れた番号7が3,000平方メートル余りの面積となっています。当初申請人は砂利採取の申請を県に提出する際に、場所は離れていますが合計した約7,000平方メートルで申請したいと考えましたが、場所が離れていることから別々の申請を指導されたということです。

合わせての申請でも、どちらかを片付けてからの仕事になったと思いますが、それぞれ3,000平方メートルを超える2件の申請になったという理由だそうです。

この事業者は、同地先でこれまで4回にわたり問題なく砂利採取事業を行ってきており地元ともうまく付き合っているようです。

今回の申請も各関係者同意の上の一時転用ということでやむを得ないと判断いたしました。

議長

ありがとうございました。

続きまして番号9から〇〇委員お願いいたします。

9番

番号9は、百済寺町の案件です。

この案件は南隣の住宅を購入されて、併せて住宅敷地という用途で北側農地を売買取得したいとして転用申請されました。

現場に行ったところ住宅部分と申請地の間にかなりの高低差があって、階段状の下り口が設けられており2メートルくらいはあるように感じました。周囲は非農地で、申請地も雑種地みたいで樹木が生えていたのか切り倒した切り株が残っていました。

農地としての利用は難しそうで集落内の住宅敷地として転用はやむを得ないと思います。

番号10は、小八木町の土地です。現場は対象土地を取り巻くように樹木が生えており、申請地だけが農地で残っていたそうです。

申請は、土木工事等を行っている事業所が資材置場として利用するために転用したいというものです。

この土地も雑木林に囲まれ農地利用は難しいことから転用はやむを得ないと思います。

番号11は、蛇溝町の案件です。譲受人は〇〇工務店で事業拡大のために用地を探していたところ、相続人のいない土地を管理していた司法書士から声掛けと勧めがあり取得を決められたそうです。

申請地には無断転用で小屋が建てられており、顛末書が添付されています。

周囲は竹藪で竹の侵入のおそれもある土地であることから放置が続けば荒れ果てる心配があり、活用により適切な管理が行われるためにも転用はやむを得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明及び調査報告が終わりました。
順次ご意見ご質問をお受けします。

議 長 最初に番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

(以降、番号5まで質疑なし)

議 長 次に番号6及び議案第4号について、ご意見ご質問はございませんか。

24番 番号6と番号7については、一つの事業であるが申請を二つの別々に分けるようにという県からの指導であったという話であるが、一時転用であっても大きな面積の転用となるので、転用について県又は農業会議はどのような見解であるのか、また分ける理由はなぜかを詳しく説明願いたい。

28番 二つに分けてほしいという話は、砂利採取許可を行う県土木からの話です。それは進入路は同じ県道からになりますが進入場所が全く別々になることから安全施設もそれぞれに必要であること、また採取場も離れていることから別々の二つの申請という指導であったと事業者から聞き取りました。

24番 面積的にも元々一つの申請でよかったものが、二つに分かれたということは進入路が別々という理由もあったと思いますが、優良農地が一時的にであれ転用され砂利採取が行われることについて、県農業会議等はどのような見解で、何が課題と考えているのか事情を聞かせてもらいたい。

議 長 県農業会議の考えはどうかという質問です。

事務局 県農業会議の常設審議委員会は来週の19日に開催予定であり、そこで審議されることとなりますが、今のところ（事前に）何も聞いてはおりません。
〇〇委員の説明は、採取場所が離れており進入路も一箇所ではありませんし、それぞれに安全施設を設ける必要があることから別々の申請になったという話です。
農業会議の審議はそれぞれが転用許可の要件を満たしているか、不備はないかなど別個に審議されるということで、一件としての審議が不適當で、二件としての審議が適切という話ではございません。

3番 時系列で教えてほしい。
議案第4号の変更承認申請が今年3月に許可されたということで、その総面積の9,099.47平方メートルがスタートで、今回11月17日の申請で小倉町〇〇〇番1,641平方メートルの内の435.12平方メートルが砂利採取でなくて、進入路

に変更になったということですね。

それと同時に今度は議案第3号の番号6、〇〇〇番2,207平方メートルと〇〇〇番1,746平方メートルのそれぞれの一部の面積が丸々総面積ごと砂利採取場に変更になったということですね。

28番 いえ、番号6は新規の砂利採取です。変更ではありません。

3番 いや〇〇〇番の2,207平方メートルの内の178.81平方メートルは3月の段階に砂利採取で一時転用がされているのでしょうか？

28番 その部分は通路として使用されていたものです。

3番 178.81平方メートルが？

それならそれも通路でなくなるので計画変更申請しないといけないのではないですか。

議案第4号の変更前の〇〇〇番の178.81平方メートルは、砂利採取対象となっていたのですよね。

もし、その面積を砂利採取の通路として使用していたのなら、番号6の〇〇〇番は2,207平方メートルの内、178.81平方メートルを差し引いた面積を上げる必要があるのではないですか。

番号7は3月28日の段階で挙がっていませんので、これは新たな一時転用ですよ。これは追加として理解してよろしいですよ。

事務局 番号7については全地積が新規案件です。

3番 番号7は新規ですよ。番号6の2筆については、変更前の中に一部面積が挙がっています。

事務局 前回の申請は、今回の5条申請の〇〇〇番と〇〇〇番の一部が通路として許可を受けています。

今回については、その部分も含めて〇〇〇番と〇〇〇番全体を砂利採取場として転用許可を申請されています。

3番 そしたら変更前の内の178.81平方メートルと141平方メートルは、この時は砂利採取として一時転用の許可をされているのでしょうか。

それなら、まず採取場としての前に計画変更を出さないといけないのではないですか。

今の説明は、178.81平方メートルと141平方メートルを含めて砂利採取としての一時転用であるのが番号6ですよ。

事務局 はい。

3番 ということは、それまではその面積は砂利採取には使っていなかったということですよ。

そうならば先に変更前変更後に178.81平方メートルと141平方メートルは計画

変更の申請を出さなければならぬのではないですか。議案第4号のように。変更してから議案3号の番号6へとつながるのではないですか。そうでないと178.81平方メートルと141平方メートルはダブって（重複して）ますよね。変更前にも面積が一時転用申請されています、今回も申請されています、砂利採取ということで。これが通路ならばいいですよ。通路なら通路として変更後の申請を出さないといけないのかなと思います。

事務局 今回〇〇〇番は進入路として、〇〇〇番も〇〇〇番についても前回砂利採取として申請しているので事業計画変更しないといけないのではとのご意見ですが、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番も1年経過して完了しております。〇〇〇番、〇〇〇番についても完了し、議案第3号番号6で新たな案件として審議していただくこと、(県道からの進入路の) 〇〇〇番だけを事業変更として進入路とし新たに審議いただくと県農業会議からもそのように指導を受けております。

議長 〇〇委員のご意見は、変更後で一旦整理をして、その上で議案第3号番号6、7を挙げるのではないかということだと思うが。

3番 変更前の部分が、一旦砂利採取が終了したから番号6へ行くのではなくて、その中に通路として141平方メートルと178.81平方メートルは砂利採取としては一時転用していませんよという話なので、だったらその変更申請が必要なのではないですか。そして、完了してまた新たにということなら全ての面積を砂利採取として一時転用しますと……。

事務局 わかりにくい説明ですみませんが、〇〇〇番、〇〇〇番の一部は進入路としての一時転用があり、引き続いて今回は砂利採取場としての一時転用となります。進入通路という形になっておりましたが全体としては砂利採取事業ということで一時転用があり、一旦終わるということです。終わった後、県道からの進入路だけは事業変更という形を農業会議からも指導されておりますので、このような申請をさせていただきたいと思います。

議長 〇〇委員のお話は、事業計画変更承認申請の中に表記されるのが正しいのではないかということですね。

3番 この始めは令和4年3月28日の一時転用で、一時転用なので期間は決まっていますが、その期間が過ぎて、終わってないのなら議案第3号に挙がってくると思います。しかし、3月の段階でわざわざ〇〇〇番2,207平方メートルの内の178.81平方メートル、〇〇〇番1,746平方メートルの内の141平方メートルを砂利採取の一時転用として申請が挙げられているのですよね。それが11月の段階で、1,641平方メートルの内の435.12平方メートルが進入路でしたと計画変更ですよね。そしたら同じように11月に番号6で〇〇〇番2,207平方メートル、〇〇〇番1,746平方メートルが砂利採取の一時転用として申請されました。それなら

178.81 平方メートルと 141 平方メートルはどういう状況だったのかと思い質問している。3 月の転用申請の時に。

この時に業者は 178.81 平方メートルと 141 平方メートルの砂利採取を行ったのかどうかはともかくとして申請は済んでいますので、砂利採取はできますよね。けどまた、その面積も含めて砂利採取として重複して申請を挙げていると理解するのはおかしいですか？重複しているとして……。

事務局の説明のように通路だったと認識して、その通路を含めて今回新たに砂利採取場所として申請するのなら、3 月の段階は砂利採取でなくて通路でしたよという変更後の届出なりが要るのではないかと。

11 月 17 日申請でその部分を進入路として変更届を出して、それから戻って番号 6 の 2 筆全部面積は砂利採取対象ですよと、用途が違いますから。

事務局 元々の申請では 178.81 平方メートルと 141 平方メートルの部分は進入路としての用途でしたが、全体としては砂利採取事業に係るものとして許可しています。今回、その採取事業が終わり、次の番号 6 の申請事業に必要ですので県道からの進入路である〇〇〇番の 435.12 平方メートルをこれから使いますという変更承認申請であって、さかのぼってというものではありません。〇〇〇番の 435.12 平方メートルを引き続き使用しますという申請になっています。

議 長 3 月許可の完了報告書は提出されていますか。

事務局 書面の提出はまだです。

議 長 提出されているのならばこの形でもよいのかと思います。

3 番 〇〇〇番 2,207 平方メートル、〇〇〇番 1,746 平方メートルをそのように理解するとすれば、合点がいかないのは、なぜ〇〇〇番の 435.12 平方メートルだけが事業変更の進入路として申請されたのか。

事務局 〇〇〇番の 435.12 平方メートル、県道に面する進入路ですが、この部分は今後番号 6 の砂利採取箇所へアクセスする通路として利用するために期間延長し、引き続き使用する変更の申請があったものです。

3 番 それなら〇〇〇番の 435.12 平方メートルは砂利採取場だったのですか？

事務局 前回も今回も申請される用途は通路としての一時転用です。

3 番 議案第 4 号は、変更前と変更後なので、〇〇〇番の 435.12 平方メートルは変更前の「砂利採取」から変更後の「進入路」へ変更する申請と理解しています。

3 8 番 これは番号 6 の〇〇〇番 2,207 平方メートルと〇〇〇番 1,746 平方メートルに〇〇〇番の 435.12 平方メートルをあわせたものに変更後がならないといけなないのでないか。

- 事務局 本件に関しては、これまで説明したように県土木の砂利採取許可との同時許可となりますことから県土木事務所とも調整しながら進めてきています。〇〇委員からも県農業会議はどのように言っているのかと質問もありましたが、この件の審議はまだこれからで19日に予定されています。しかし、このような申請があることは事務段階で協議、指導を受けております。その結果としてこのような申請をしてもらおうと県土木も含めて調整してきたところです。〇〇委員からのご質問にある〇〇〇番2,207平方メートルの内の178.81平方メートル、〇〇〇番1,746平方メートルの内の141平方メートルは、砂利採取の箇所ではなく砂利採取事業の中で通路としてダンプが通行したということで、砂利採取を行った所ではありません。〇〇〇番農地の内の435.12平方メートルは、今回申請の第5期事業〇〇〇番2,207平方メートル、〇〇〇番1,746平方メートルの砂利採取事業に必要なダンプ通路として引き続き使用するとして変更申請されたものです。したがって引き続き使用するのは〇〇〇番だけです。〇〇〇番、〇〇〇番につきましては、農道を通行すると壊してしまうおそれがあったので、前の期(第4期)の奥の農地へ行くための通路として使用したということですのでご理解をお願いいたします。
- 議長 今の事務局の説明でご理解いただけますでしょうか。県土木、農業会議とも調整しながら変更承認申請がされているということで、形としては砂利採取事業として許可されているのですが、本来は事前に通路として使っているという変更届があったらよかったと思うのですが、既に事業として進んでしまっていますので、農業会議、県土木も含めて変更承認申請の手続きを行い、改めて新たに〇〇〇番、〇〇〇番を砂利採取の申請を行うということです。ご了解いただけますでしょうか。
- 24番 このような議論となったのは、今回申請部分だけを取り上げての話となったからで、もっと全体像を示してもらえたらよかった。いきなりこの申請だけを議論するのでわかりにくかった。もっと時系列で、3月にどこの部分を採取して、今はどのような状況になっていると写真があればもっとよくわかったのだが、その辺の全体を把握した上で事務局の説明をしてもらいたかった。今後、よろしく願いしたい。
- 事務局 今回は市の都合で写真をお示しすることができませんでした。申し訳なく思います。今後もっとわかりやすい説明に努めてまいります。よろしく願いいたします。
- 3番 変更前の9,099.47平方メートルは砂利採取なのか通路なのか、進入路なのか別として、一時転用でしたので完了届が出ている、出ていないに関係なくこの部分はもう終わっていますよということですか。
- 事務局 埋め戻しの最中です。

3 番 それなら 3 月 28 日許可申請に対して、〇〇〇番を（一般）進入路として変更後として申請する必要があるのかと思う。
議案第 4 号の変更承認申請の変更後とせずに、番号 6 の新たな砂利採取用の進入路として番号 6 に加えて申請すればよいのであって、3 月の採取事業が終わっているのなら、わざわざ変更後として変更承認申請する必要はない。
砂利採取も終わり埋め戻しをしているのに、なぜ進入路が必要になるのか。
この〇〇〇番の進入路は議案第 3 号の番号 6 の砂利採取の進入路として必要なんだから変更後として変更承認する必要はないのでないか。

事務局 事業完了ということなら 3 月申請の砂利採取事業に関しては、事業に伴い申請した全ての農地を事業着手前の状態に戻すことが必要になります。
〇〇〇番の進入路として使用した部分も一旦元の農地に戻す必要が生じてくることから、その部分は戻すことなくそのまま次も使いたいから変更承認という形になっています。

3 6 番 それでいいと思う。
一旦事業完了とするなら砂利採取した農地だけでなく進入路部分も元の田んぼなりに戻さないといけなくなる。
この進入路部分だけは戻さないから変更承認申請として許可を求めているということだ。
3 月申請分を完全に完了として、新たに番号 6 に加えて〇〇〇番を再度進入路として申請し直すということは、一度農地に戻してまた進入路に使えるように再び整備しないといけなくなる。だからこのまま番号 6 の申請事業に引き続き使いたいから変更承認を求めていると理解する。前回申請で来年の 3 月 27 日まででは許可は有効なので、変更承認を求めているということ。

2 3 番 この話は手続論の話。この申請があったときに事務局の受付はどのように理解して受理したのかの経過を説明したらよいただけの話。万一、申請内容に不備や誤りがあったのなら事務局段階でこのように修正なりをしてくださいと伝えて、分かりやすくした方がよかった。
そうするとこのような質問があったときに事務局はこのように考えてこのようにしてもらいましたという説明ができるはずなんです。
今回はどっちにしても砂利採取や進入路として手続はされているわけですから、承認されればそのように使用されます。
手続が違っていればダメですが、きちんと申請しているという手続についてはよいので、もう一度事務局で手続論をきちんと整理して次の機会に結構ですから説明していただきたいと思います。

事務局 最初から時系列的にまとめて再度説明させていただきたいと思います。

2 3 番 砂利採取の一時転用は前からいろいろとありまして、埋め戻しの問題で産廃であるとか危険物であるとか農地に適しない土で埋め戻されるということは避けようということで一時転用の後の確認をしていこうということで、事務局の確認だったかどうかは忘れましたがそのような方法で行きましようとなったように思っています。
それで今回もそのような確認は事務局がされていたのかどうか、もし事務局が

確認していたのなら、今回の一時転用の件の経過も説明できたのではないかと思います。

何が言いたいのかというと一時転用の状況、終了後の埋め戻しの状況を確認するとなっていたかどうかをもう一度明確にしてもらいたい。

そうになっていたのなら確認の報告をどこかでしてもらいたいと思います。

13番 小倉町地先ですので私の担当地域です。一人で現地に行き確認するというのもありましたが農業委員会の職員などと数回現場に行っておりますし、採取箇所を耕作していた〇〇さんとも連絡を取り一緒に行ったこともあります。毎月というわけにはいきませんが事務局職員へも声掛けしできる限り現地へ出向きたいと思います。

38番 前から砂利採取に関しては本末転倒していると思っている。上部の耕土を守るために下部の砂利を採取することがよいのだというのは違うと思う。それは間違いだと思う。そこは農業委員会が姿勢を見せないといけないと思う。

議長 いろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございました。

19番 この小倉町地先では前から何度も砂利採取が行われているということで業者も地元に対してちゃんと対応しているのだと想像する。

以前に言ったと思うが、申請時点で営農計画書、表土の仮置場などの関係書類も出さないといけないとなっていると思う。

これまでの採取事業ではどのように記載されているのか。

これからも砂利採取計画は各地域で出てくると思うので、我々の見識を高める上でも業者からの問い合わせにも答えられるようになりたいと思う。

「わからないので事務局へ聞いてほしい」と言うのではなく見識を高めたいので、伏せないといけないところは伏せてでも、閲覧だけで返却が必要というのでも構わないので、このような大きな案件には添付してもらえないものか。

2番 小田町地先でも砂利採取事業を計画している業者がある。ある部分は農地であり、ある部分は山林を対象に計画されているようです。

計画地の近くには10年程前から計画し、今年2,500万円かけて改修工事をしたばかりの灌漑池がありますが、その隣を砂利採取するという計画です。

地元は反対していますが、そこは山林ですので農業委員会の審議許可は必要ないと思いますが使用する道路は農道なので問題はあります。

砂利採取業者はもうかるのか、地権者も反60万ほどになるというので進んで契約しようとしているようですけど近くには2,500万円ほどかけた灌漑池がありますので、水がストップするのではないかと危惧しています。

〇〇委員の話のように砂利採取は気をつけないと周辺に迷惑を掛けるおそれがありますので、その辺の勉強はしていきたいと思う。

議長 ありがとうございます。いろいろとご意見をいただきました。

みなさんご理解いただいていると思いますが、この資料の出し方、提案の仕方については整理をしていく必要があるかなと思います。

砂利採取については、以前に一度資料として配布されていると思いますが、次

回1月の月例総会の際に今回案件の時系列整理であるとか、提案の仕方、砂利採取の情報であるとかを時間を取ってみなさんにご理解を求めるような形を事務局と協議をして進めたいと思います。
そのような形でこの件に関してはよろしいでしょうか。
それでは次に進むことにします。

議長 番号7について、ご意見ご質問はございますか。

議長 ございませんか。
無いようでしたら、次に番号8についてはございませんか。

(以下、番号11まで意見、質問なし)

議長 それではご意見ご質問は無いようですので採決に移ります。
議案第3号及び議案第4号について、承認される方は挙手をお願いいたします。
全員賛成と認めます。
よって両議案は可決承認されました。

議長 次に議案第5号「空家に付属した農地の指定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準」第7条の規定に基づき、次のとおり申請があったので、空家に付属した農地として指定することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。

本件の申請人は東京都中央区に居住する者で空家に付属した農地の指定を受けるために申請があったものです。

申請地は、五個荘川並町〇〇〇番、面積284平方メートルの畑の農地1筆です。
なお、すでに東近江市空家バンクへは登録済みで農地の状況はすでに全部遊休化しています。

農地の指定申請理由につきましては申請人は遠方に居住しており、申請地の宅地と農地について管理することができないとの相談から、空家バンクにおいて手続を進めてこられました。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。

本件の申請人は石川県加賀市に居住する者で空家に付属した農地の指定を受けるために申請があったものです。

申請地は、平柳町〇〇〇番〇、面積169平方メートルの畑と平柳町〇〇〇番、面積339平方メートルの畑の農地2筆です。

なお、すでに東近江市空家バンクへは登録済みで農地の状況は現時点では遊休農地ではありませんが、今後遊休化が見込まれる農地です。

農地の指定申請理由につきましては、申請人は遠方に居住しており、申請地の宅地と農地について管理することができないとの相談から、空家バンクにおいて手続を進めてこられました。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

また、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第4条に基づき審査したところ、指定相当と判断し、空家に付属した農地に限定した別段面積に指定したいと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ご意見ご質問はございますか。

議 長 よろしいでしょうか。

議 長 それでは採決に移ります。
議案第5号「空家に付属した農地の指定について」を承認される方は挙手をお願いいたします。
全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認いたしました。

議 長 次に議案第6号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
なお、本議案については関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。
農業委員会法の規定により「議事参与の制限」がございますので、当該案件の審議開始から終了まで一時退席をお願いいたします。
関係議案の終了後に入室、着席をお願いいたします。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 農業水産課の〇〇です。よろしく申し上げます。
議案第6号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。
本議案は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
今回の農用地利用集積計画は12月28日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。
今回の所有権移転は11件18筆24,247平方メートル、利用権設定は70件149筆303,692.3平方メートルです。設定を受ける認定農業者は36名で286,673平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約87パーセントです。

まず、議案の1ページから9ページが所有権移転で、10ページ以降が利用権設定の議案になっております。

次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の1筆であり、300,000円を対価として売買により令和5年1月10日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者も上羽田町に居住する認定農業者となっております。

2 ページの番号 2 の所有権を移転する農地は上羽田町の 1 筆であり、170,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者も上羽田町に居住する認定農業者となっております。

3 ページの番号 3 の所有権を移転する農地は上羽田町の 3 筆であり、合計 220,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者は野口町に居住する認定農業者となっております。

3 ページの番号 4 の所有権を移転する農地は上羽田町の 1 筆であり、170,000 円を対価に売買により、令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者は野口町に居住する認定農業者となっております。

4 ページの番号 5 の所有権を移転する農地は曾根町の 1 筆であり、1,482,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は曾根町に居住する者で、移転を受ける者も曾根町に居住する認定農業者となっております。

5 ページの番号 6 の所有権を移転する農地は鯉江町の 5 筆であり、贈与により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は建部日吉町に居住する者で、移転を受ける者は鯉江町に居住する認定農業者となっております。

6 ページの番号 7 の所有権を移転する農地は上岸本町の 1 筆であり、750,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は鯉江町に居住する者で、移転を受ける者は上岸本町に所在する認定法人となっております。

7 ページの番号 8 の所有権を移転する農地は小八木町の 1 筆であり、1,250,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は小八木町に居住する者で、移転を受ける者も小八木町に居住する者となっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておきませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に、利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書 25 ページ番号 21 に該当し、令和 5 年 1 月 10 日を始期日としております。このことから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号第 2 項により、〇〇氏は認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

8 ページの番号 9 の所有権を移転する農地は伊庭町の 1 筆であり、100,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は山口県に居住する者で、移転を受ける者は伊庭町に居住する認定農業者となっております。

8 ページの番号 10 の所有権を移転する農地は伊庭町の 2 筆であり、50,000 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は東近江市に所在する相続財産管理人で、移転を受ける者は伊庭町に居住する認定農業者となっております。

9 ページの番号 11 の所有権を移転する農地は川合町の 1 筆であり、503,850 円を対価に売買により令和 5 年 1 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は川合町に居住する者で、移転を受ける者は川合町に所在する認定法人となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、10 ページから 52 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっています。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります前に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員には一時退席をお願いいたします。

議 長 本議案につきまして、ご意見ご質問はございますか。

議 長 ございませんか。よろしいですか。

議 長 それでは採決に移ります。
議案第 6 号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決承認されました。
一時退席された委員の入室、着席をお願いいたします。

37 番 この「農用地利用集積計画」による所有権移転と 3 条による所有権移転はどのように違うのか教えてほしい。

事務局 農業経営基盤強化促進法による所有権移転には条件があり、対象農地が「青地」であること、取得される方が認定農業者であることの二つを満たすと基盤法による移転が可能となります。
ただし、認定農業者でなくても認定農家である法人の構成員であれば、取得と同時に所属する認定法人に同日付で利用権設定を行うことで所有権移転が可能となっています。
基盤法で取扱いできないものが農地法第 3 条での権利移転となります。
3 条は認定農業者でない方への農地の所有権移転等ということになります。

20 番 認定農業者にはメリットがあると思うが、それはどういうものか。

事務局 税の優遇があることと登記は市が嘱託登記を行うということが主なものかと思えます。

20 番 3 条申請ではそれが無いということですね。

事務局 そうということになります。
3 条の場合は、登記は自身で行うことになりすし税の優遇もありません。

議 長 それでは次に進めさせてもらいます。

事務局長の専決事項として処理しております案件について、報告第1号から第4号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、届出は番号1、桜川西町の長屋住宅、共同住宅及び駐車場の案件と番号2、桜川西町の通路及び駐車場の2件で、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」、番号1、東沖野一丁目の駐車場の案件から番号5、五個荘中町の資材置場の案件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、番号1から番号25につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、貸借の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から34番までです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から5番です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、第1号から第4号まで報告します。

議長 事務局の説明が終わりました。
これらの報告について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議長 特に無いようですので、これで報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議は全て終了しました。
これをもちまして令和4年度第9回（12月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○ ○ ○ ○

22番 ○ ○ ○ ○

24番 ○ ○ ○ ○